

運賃協議委員会の結果報告について

次のとおり、運賃協議委員会を開催しましたので、その結果について報告します。

1 協議事項等

(1) 協議事項

- ア 運賃協議委員会の開催を要しない軽微な事案について（別紙1）
- イ 呉市生活バス（安浦地区生活バス・広川尻線）の運賃について（別紙2）

(2) 協議方法

書面審議（ア：令和7年8月8日実施，イ：令和7年8月25日実施）

2 委員

所属	役職	氏名
呉市	都市部長	荻野 晋
国土交通省中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	蔦 真
呉市自治会連合会	会長	川畑 勝之
一般乗合旅客自動車運送事業者 ア 運賃協議委員会の開催を要しない軽微な事案について ・広島電鉄株式会社 代表取締役 仮井 康裕（呉広島空港線） ・瀬戸内産交株式会社 代表取締役 土井 昇（広川尻線，沖友線（協議運賃区間のみ）） ・有限会社なベタクシー 代表取締役 岩沖 卓雄 （音戸さざなみ線，田原藤の脇線，警固屋地区乗合タクシー） ・富士交通株式会社 代表取締役 火岡 純也 （安浦地区生活バス，横路交叉点循環線，白石白岳交叉点循環線，三条二河宝町線，仁方小須磨線） ・有限会社野呂山タクシー 代表取締役 尾松 泰幸（川尻地区生活バス，広長浜線） ・朝日交通株式会社 代表取締役 面迫 孝文 （昭和循環線（北コース・中央コース・南コース）） ・有限会社東和交通 代表取締役 神田 健治（呉苗代下条線，北原神山峠線，見晴町線） ・呉交通株式会社 代表取締役 久崎 和夫（阿賀音戸の瀬戸線） ・有限会社倉橋交通 代表取締役 宇和村 泰典（倉橋地区生活バス） ・ひまわり交通株式会社 代表取締役 火岡 純也（下蒲刈地区生活バス） ・平和タクシー株式会社 代表取締役 森田 員正（吉浦地区乗合タクシー） イ 呉市生活バス（安浦地区生活バス・広川尻線）の運賃について ・瀬戸内産交株式会社 代表取締役 土井 昇（広川尻線） ・富士交通株式会社 代表取締役 火岡 純也（安浦地区生活バス）		

[順不同・敬称略]

3 審議結果

承認（全会一致：意見等は特になし）

4 その他

呉市生活バス（安浦地区生活バス・広川尻線）の運賃を除く，事業計画変更案の内容については，第2回呉市地域公共交通協議会（令和7年8月8日開催）において，審議及び承認済み

呉市域を運行する協議運賃制のバス路線における運賃協議委員会の開催を要しない軽微な事案について

1 運賃協議委員会の開催を要しない軽微な事案を定める理由

この度、国土交通省から、事務負担の軽減のため、「運賃協議委員会」で協議の上、事前に定めた「軽微な事案」の事項に該当する場合は、「運賃協議委員会」を開催する必要がないことが示されました。

これまでであれば、協議運賃に関する事項は変更の都度、「運賃協議委員会」に諮る必要がありましたが、「軽微な事案」の事項として定めた事項については、変更の都度、同委員会を開催する必要がなくなるため、下記のとおり「軽微な事案」の事項を定めるものです。

2 定めようとする軽微な事案の項目と対象路線等

軽微な事案の項目	路線名等	運行事業者	
【項目1】 均一運賃を適用する路線の路線定期運行又は路線不定期運行の系統において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替え、一部延伸やフリー乗降区間の設定があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れる場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合	下蒲刈地区生活バス	ひまわり交通(株)	
	安浦地区生活バス	富士交通(株)	
	横路交叉点循環線		
	白石白岳交叉点循環線		
	三条二河宝町線		
	【項目2】 均一運賃を適用する区域運行において、乗降ポイントの新設や変更、運行エリアの拡大の設定があった場合（競合する路線がある場合、運行エリアの拡大により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れる場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合	仁方小須磨線	朝日交通(株)
		昭和循環線北コース	
昭和循環線中央コース			
【項目3】 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合	昭和循環線南コース	(有)野呂山タクシー	
	川尻地区生活バス		
【項目4】 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合	広長浜線	(有)倉橋交通	
	倉橋地区生活バス	(有)東和交通	
呉苗代下条線			
北原神山峠線			
【項目5】 新たな決済手段を追加する場合や既存の決済手段の機能等を追加する場合	見晴町線	呉交通(株)	
	阿賀音戸の瀬戸線		
【項目6】 決済手段に係る乗車券取扱規則等を新たに追加する場合や変更する場合（運賃の減額、割引等に関する規定の追加、変更等する場合において、減額、割引等する運賃の額に変更が生じる場合を除く。）	広川尻線	瀬戸内産交(株)	
	音戸さざなみ線	(有)なべタクシー	
	田原藤の脇線		
	警固屋地区乗合タクシー		
【項目7】 キロ制運賃を適用する路線（系統）において、バス停を移設する場合でも、運賃額に変更がない場合	呉広島空港線	広島電鉄(株)	
	吉浦地区乗合タクシー	平和タクシー(株)	
	沖友線	瀬戸内産交(株)	

3 市民・利用者・利害関係者からの意見等

運賃改定等に関する意見の募集については、呉市ホームページのほか、SNS、呉市議会への行政報告、バス車内への掲示を行いました。

(1) 意見募集期間

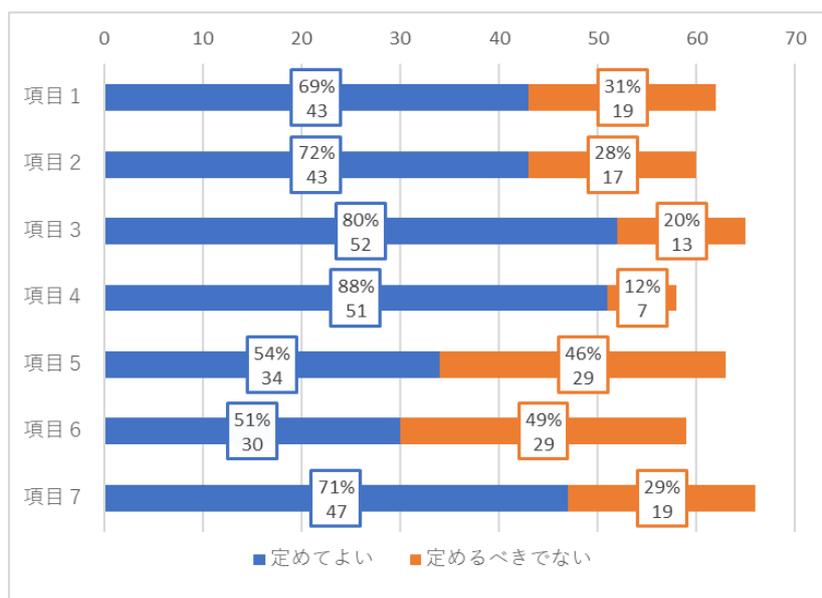
令和7年7月23日（水）～同年8月6日（水）

(2) 募集方法

Web入力フォームのほか、郵送、FAX、電子メールによる方法

(3) アンケート結果

	回答数		割合	
	定めてよい	定めるべきでない	定めてよい	定めるべきでない
項目1	43	19	69%	31%
項目2	43	17	72%	28%
項目3	52	13	80%	20%
項目4	51	7	88%	12%
項目5	34	29	54%	46%
項目6	30	29	51%	49%
項目7	47	19	71%	29%



意見のあった路線	軽微な事案に関する意見（要約）
見晴町線	・ 利用者に不利益が起きなければ良い。ただし、不利益になるかどうかはしっかりと検討してもらいたい。
広川尻線	・ 過去何度もしてきたことで混乱が予想されないことは、運賃協議委員会を開催しなくてよい。 決算手段の変更は、PASPY終了時の大混乱が記憶に新しいので、住民、バス会社等と連携を取り、混乱が無いようにするにはどうすればいいかを協議して欲しい。
田原藤の脇線	・ 利用者に不利益が起きなければ良い。ただし、不利益になるかどうかはしっかりと検討してもらいたい。

安浦地区生活バスの運賃について

1 事業計画変更の内容

別添の資料参照

※運賃を除く内容は、令和7年度第2回呉市地域公共交通協議会において、別途審議済

2 運賃

別添の事業計画変更に伴う運賃の変更はありません。

	均一運賃制
普通大人(中学生以上(12歳以上)) ※12歳の小学生は普通小人	1乗車:260円 障害者:普通大人の半額(端数は10円単位へ切り上げ)
普通小人(小学生以下(12歳未満))	1乗車:130円 障害者:普通小人運賃の半額(端数は10円単位へ切り上げ)
定期運賃	通勤(1ヶ月,3ヶ月,6ヶ月):3割引 通学(1ヶ月,3ヶ月,6ヶ月,学期別等)4割引 ※MOBIRY DAYS金額式定期券
回数運賃(IC乗車券等)	MOBIRY DAYS割引(最大10%引),乗継割引(大人20円引き)等
その他	幼児(1歳以上6歳未満)は,同伴者(小学生以上)1人につき幼児1人まで無賃とし,乳児(1歳未満)は無賃とする。※6歳でも未就学児は幼児とする。
	「呉市バス優待制度」使用可能(敬老:1乗車100円,障害:無料)

※障害者

療育手帳,身体障害者手帳,保健福祉手帳を提示する者及びその介護人が介護のために乗車するとき

※MOBIRY DAYS割引

乗車ごとに,運賃に対して最大10%を割引(運賃額の端数は10円単位へ切り上げ)

障害者の場合は,運賃の半額(端数10円単位切上)から最大10%を割引(端数10円単位切上)

※乗継割引

MOBIRY DAYSを利用してバスとバス,電車とバスを1時間以内に乗り継いだ場合,2回目に乗車したバス,電車で20円(小人・割引運賃適用者は10円)を割引

3 地元住民等への説明

別紙のとおり

広川尻線の運賃について

1 事業計画変更の内容

別添の資料参照

※運賃を除く内容は、令和7年度第2回呉市地域公共交通協議会において、別途審議済

2 運賃

別添の事業計画変更に伴う運賃の変更はありません。

	対キロ区間運賃制と均一運賃制の併用（詳細は「別紙1」）
普通大人(中学生以上(12歳以上)) ※12歳の小学生は普通小人	1乗車：200円～840円 障害者：普通大人の半額(端数は10円単位へ切り上げ)
普通小人(小学生以下(12歳未満))	1乗車：100円～420円 障害者：普通小人運賃の半額(端数は10円単位へ切り上げ)
定期運賃	通勤(1ヶ月, 3ヶ月, 6ヶ月):3割引 通学(1ヶ月, 3ヶ月, 6ヶ月, 学期別等)4割引 ※MOBIRY DAYS金額式定期券
回数運賃(IC乗車券等)	MOBIRY DAYS割引(最大10%引), 乗継割引(大人20円引き)等
その他	幼児(1歳以上6歳未満)は、同伴者(小学生以上)1人につき幼児1人まで無賃とし、乳児(1歳未満)は無賃とする。※6歳でも未就学児は幼児とする。
	「呉市バス優待制度」使用可能(敬老:1乗車100円, 障害:無料) 「ICOCA等全国全国相互利用が可能な交通系ICカード」使用可能

※障害者

療育手帳, 身体障害者手帳, 保健福祉手帳を提示する者及びその介護人が介護のために乗車するとき

※MOBIRY DAYS割引

乗車ごとに、運賃に対して最大10%を割引(運賃額の端数は10円単位へ切り上げ)

障害者の場合は、運賃の半額(端数10円単位切上)から最大10%を割引(端数10円単位切上)

※乗継割引

MOBIRY DAYSを利用してバスとバス, 電車とバスを1時間以内に乗り継いだ場合, 2回目に乗車したバス, 電車で20円(小人・割引運賃適用者は10円)を割引

※全国相互利用ICカード(10カード)は、MOBIRY DAYS割引及び乗継割引は適用なし

3 地元住民等への説明

別紙のとおり

安浦地区生活バス・広川尻線のバス停新設，安浦地区生活バスのデマ
ンド運行の増便・路線定期運行の一部減便についての説明

1 地元自治会等

令和7年5月 9日 安浦地区自治会連合会 正副会長への説明
令和7年6月10日 安浦地区自治会連合会定例会での説明
令和7年7月 1日 安浦町まちづくり協議会定例会での説明
令和7年7月16日 内平老人クラブ地域懇親会での説明
令和7年7月25日 女子畑自治会百歳体操での説明
令和7年7月28日 中畑自治会百歳体操での説明
令和7年8月 7日 安浦地区民生委員児童委員協議会での説明

2 利害関係者へのヒアリング

令和7年8月12日 朝日交通株式会社，瀬戸内産交株式会社
令和7年8月19日 富士交通株式会社

※運賃についての意見等は特にありませんでした。